

令和8年度 道の駅つるを核とした東部地域の高付加価値化推進業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度 道の駅つるを核とした東部地域の高付加価値化推進業務

2 業務の目的

山梨県では、コーポレートブランド「やまなし」の価値を高め、県内外の多くの人々を惹きつけて本県経済の好循環を創出するため、各地域の個性を際立たせた特別な「フラッグシップ道の駅」を構築することを目指し、その取り組みの第1弾として、現在「道の駅富士川」を核に、南山梨地域（南アルプス市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町及び富士川町）の高付加価値化を進めている。

本業務では、その第2弾として「道の駅つる」を東部地域（都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村及び丹波山村）の魅力や価値を体感できるショーウィンドウとし、来訪者の行動変容を促して人流促進や消費拡大につなげることを目指す。令和8年度は昨年度に実施した政策課題調査の成果物である報告書や編集方針に基づき、次年度の本格展開に向けた「事業計画の具体化」と「トライアル事業の実施」を並行して行う年度と位置づけている。

3 業務委託期間

業務の委託期間は契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 委託業務

(1) 「道の駅つるのフラッグシップ化」に向けた事業計画案の策定

ア 東部地域の関係者を交えて具体的な取組内容の検討を行う「道の駅つるを活用した東部地域の活性化検討会（仮称）」の運営支援（議事進行支援、討議資料作成支援など（計5回程度実施（うちオンライン3回程度）を想定）

※検討会構成員（想定）：道の駅つる指定管理者、東部3市3村関係者、地域おこし協力隊関係者、都留文科大学関係者、県関係所属職員等

イ 将来的なリニューアルを見据えた企画案の作成

ウ 道の駅つる及び東部地域の現地詳細調査

エ 実行体制の構築支援

オ ビジネスモデル案の設計（令和9年度からの事業本格展開に必要な所要額の積算、基本的な収益モデル案等）

カ 東部地域を一言で表すフレーズ（コンセプトワード）及びキーカラーについての検討

※次年度以降の情報発信、空間演出、コンテンツ開発等の共通基盤として活用することを想定する。

(2) トライアル事業の実施・検証及び情報発信

ア 東部地域の魅力を引き出し、価値を高める情報発信（発信方法については事業者の提案を受けて県と協議のうえ決定することとする。ただし、東部エリアのスポットについて企画・取材編集を行い、記事化することは必須要件とする）

イ 道の駅つる内への特設コーナー及びインフォメーションコーナーの設置

・特設コーナー：構成市村ごとに、魅力ある商品を中心とした地域資源を紹介すること。

・インフォメーションコーナー：ランドオペレーター機能を備え、来訪者の回遊促進につ

ながる情報発信を行うこと。

ウ 体験ツアーの設計、メディアツアーの企画・開催支援

道の駅つるを活用した東部地域の活性化検討会（仮称）と協働して、フラッグシップ道の駅プロジェクトの象徴的なシーンを広く情報発信するメディアツアーを開催し、露出や認知の拡大を図ること。体験ツアーの設計にあたっては、「フラッグシップ道の駅プロジェクト（第1弾・南山梨）」で開発した新たな食体験「ヤマ焼き」^{*1}や東部地域ならではの体験（食・農業・地場産業等）を踏まえて企画を行うこと。

エ キノコ等の特産物を活用したトライアル事業の実施

東部地域の特性である資源であるキノコ等の特産物を活用し、道の駅つるの特徴づくりにつながるコンテンツについて、トライアルを行うこと。

※1 「ヤマ焼き」については本仕様書 p. 5 を参照すること。

5 業務実施体制

- ・ 事業の実施にあたっては、業務を総括する責任者を置く等、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。
- ・ 山梨県への連絡・報告・協議を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員を確保すること。
- ・ 経費や事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ・ 受託事業者は、委託業務の履行にあたって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

6 評価指標（KPI）

アウトプット

- ・ 東部地域の魅力発信を目的とした記事コンテンツの制作
ツアープラン造成 5以上
特集記事（人やスポット紹介） 15以上
商品紹介 20以上
- ・ トライアル事業（体験企画・実証事業等）の実施回数 2回以上

アウトカム

- ・ トライアル事業参加者数（延べ）30人以上
- ・ 将来展開に向けた連携意向を有する地域関係者2者以上

7 県への実施状況報告等

- ・ 委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、県の担当者との連絡調整を密にし、県からの求めに応じて遅滞なく実施状況を報告すること。
- ・ 委託業務完了後は、速やかに実施報告書及びその概要資料（A3サイズ1枚）を県に提出すること。

8 事業成果の帰属等

- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものと

する。

- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・ 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

9 再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

10 その他留意事項等

- ・ 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容、実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- ・ 令和8年10月頃、中間報告を取りまとめ、関係者を交えた意見交換会を開催すること（知事、都留市長などの出席を想定）。
- ・ 受託事業者は、天災事変その他やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができる。
- ・ 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「令和8年度 道の駅つるを核とした高付加価値化推進業務委託契約書」の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

【参考】■令和7年度に実施した『道の駅つる』のフラッグシップ化に向けた政策課題等調査業務委託」の事業概要

◆ 道の駅つるを核とした東部エリア活性化方針

○背景と課題

山梨県東部地域は首都圏からのアクセスに恵まれている一方、富士山・河口湖方面への通過点として認識されやすく、滞在や消費につながりにくい状況にある。各地域には自然、食、文化、人材といった多様な資源が存在するが、地域横断的な編集・発信が不十分であり、道の駅つるも十分にハブ機能を発揮できていない。

○基本方針

道の駅つるを東部地域全体の情報発信および関係人口創出の起点と位置づけ、「通過点」であることを前提に価値を再編集する。短時間の立ち寄りから関係づくり、将来的な滞在・移住につながる段階的な関係構築を目指す。

○編集テーマ（3つの柱）

① 寄り道（認知・関心形成の編集）

通過客を主対象とし、短時間でも東部地域や道の駅つるの魅力に触れられる体験を編集する段階。地域を「知らない場所」から「気になる場所」へと転換し、再訪の動機をつくる。

② サードプレイス（継続関与の編集）

再訪者や関心層を対象に、滞在・交流・参加を通じて人や地域との関係性を深める段階。来訪者は“利用者”から“関わる人”へと変化し、地域への愛着や当事者意識が育まれる。

③ リレーショナルフィールド（関係の循環・深化の編集）

人と人、人と地域の関係性が継続的に生まれ、再訪・参加・協働が自然に循環する状態を編み出す段階。特定の滞在形態を前提とせず、「関係が続くフィールド」を地域内に形成することを目的とする。

⇒【お試し移住】…3つの編集方針によって形成された信頼関係、居場所感、関与経験を前提として初めて成立する選択肢である。寄り道で生まれた関心、サードプレイスでの関与、リレーショナルフィールドで蓄積された関係性が重なり合った結果として、「一定期間暮らしてみる」という行動が現実的に検討される段階に至る。

○道の駅つるの役割

道の駅つるは、東部地域全体の情報発信に加え3つの編集方針を同時並行的に成立させる調整・編集の拠点である。滞在の深さに応じて適切な関わり方を提示し、その延長線上に初めて「お試し移住」という選択肢を示すことで、無理のない関係人口の深化と定住増加につなげていく。

○目指す姿

道の駅つるを核に、東部地域全体を関係性のある圏域として再構築し、来訪者を関係人口、さらに移住・定住へと段階的につなげることで、持続的な地域活性化を実現する。

【参考】☆令和7年度に実施した「道の駅富士川を核とした南山梨の高付加価値化推進業務委託」で開発した体験コンテンツ 新たな食体験「ヤマ焼き」の概要

■「ヤマ焼き」概要

○目的

南山梨エリアに豊富に存在する食材や自然資源を、地域固有の文脈をもつ食文化として再編集し、来訪者が「この地でしか味わえない楽しみ」を体感できる新たな食体験として「ヤマ焼き」をフォーマット化・普及させることを目的とする

○内容

南山梨で育まれた原木しいたけ、大塚にんじん、タケノコをはじめとした地野菜や山菜、ジビエ等を中心に、季節ごとに選定した食材を炭火で焼き上げ、地域の調味料とともに味わう体験型の食コンテンツ。

○開催場所

道の駅富士川 2階テラス ※原則として土日・祝日に実施（時期や運営状況により調整）

○令和7年度の実施内容（成果）

- ・「山の幸」を主役に据え、既存のBBQとは一線を画す新たな食体験として、「ヤマ焼き」という概念を定義し、エリアブランドを象徴するコンテンツを創出。
- ・「ヤマ焼き」の世界観や価値を視覚的に伝えるため、専用ロゴの制作や幟（のぼり）のデザイン等を作成。
- ・将来的な継続実施を見据え、運営主体や役割分担を整理した体系的な事業体制スキームを構築した。

○令和7年度を振り返っての課題

- ・準備や片付け作業に想定以上の労力を要したことから、道の駅における人的リソースを踏まえた事業規模や価格設定、開催頻度等についての検討が必要。
- ・運営負担軽減に向け、提供オペレーションの簡略化、セルフサービス導入の可能性を検討するとともに、外部事業者との連携による道の駅との役割分担の必要性について整理する。
- ・事前予約制とした結果、来訪者が興味を持った場合でも参加できないケースが生じた。今後は運営習熟度を踏まえ、当日受付の導入も含めた柔軟な受入方法の検討が求められる。

○令和8年度以降の展望

- ・道の駅富士川で確立した「ヤマ焼き」の基本フォーマットを、エリア内のキャンプ場、古民家宿、温泉施設等、各施設の特性に応じて展開することで、南山梨エリアのどこを訪れても旬の魅力を体験できる環境整備を目指す。
- ・地産食材供給体制の整理や人材育成を通じて、地域に根ざした持続可能なビジネスモデルの確立を図る。
- ・南山梨の特色である原木しいたけの生産量に着目し、「ヤマ焼きといえば大きなしいたけ」という分かりやすく象徴的なイメージ要素を集約することで、提供オペレーションの簡素化と訴求力の旧岡を両立させ、誘客促進につなげる。

参考：<https://www.pref.yamanashi.jp/release/brand/0702/yamayaki.html>

